

MAGAZINE

週刊 企業経営 ウェブマガジン

発行

AERTS GROUP

アーツ税理士法人

アーツ公認会計士事務所

1 ネットジャーナル **要旨**

Weeklyエコノミスト・レター 2010年2月5日号

金融政策・市場の動き(2月)

～アジア拡大を個人資産運用にも取り込む:財産所得増加を通じた内需振興策

経済・金融フラッシュ 2010年2月8日号

10-12月期の実質成長率の予測を前期比年率4.1%に下方修正

～季節調整方法の変更を反映

2 経営 TOPICS **抜粋**

統計調査資料

景気動向指数(平成21年12月分速報)

3 経営情報レポート **要約版**

平成22年度 税制改正の見通し

4 経営データベース

ジャンル:企業運営 サブジャンル:労働者派遣法

派遣切りが深刻な問題となっている「労働者派遣法」の概要

鳩山政権が掲げる「労働者派遣法」の改正ポイント

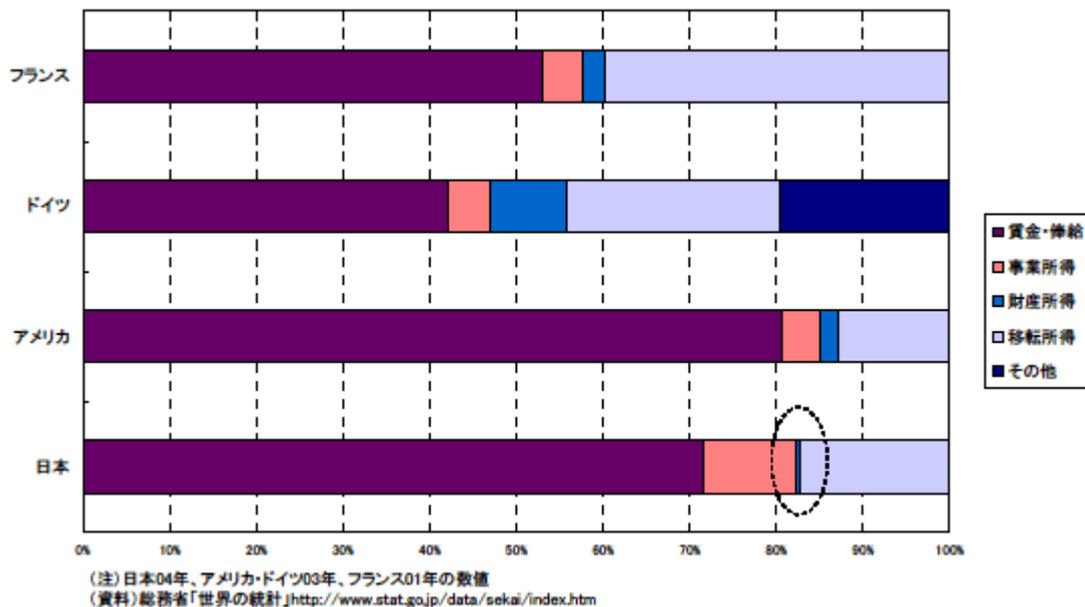
金融政策・市場の動き(2月)

～アジア拡大を個人資産運用にも取り込む：
財産所得増加を通じた内需振興策

要旨

- 1 内需拡大のひとつの可能性として、個人が資産運用で財産所得を増加させ、それによる消費拡大のルートが考えられる。鳩山政権は内需拡大を政策課題としている。積極的に投資を行なった人には税制面でのサポートを手厚くするなどの強化策が必要不可欠だ。
- 2 (日銀金融政策)0.1%という超低金利長期化のシナリオは変わらず。日本国債格下げの動きでいままで以上に、国債買切り増額のハードルは高くなった。
- 3 (長期金利)デフレ長期化シナリオのもと低位安定が続く見込み。海外長期金利の動向に左右される展開が予想されるが、円高、デフレの中、日銀の超低金利は継続され、大きくレンジが切り上がる可能性は低い。
- 4 (為替)円ドルレートは方向感にかけ中、年前半はどちらかといえば円高圧力がかかりやすい展開を予想する。ユーロ安も円高圧力となりそう。年後半は米国の利上げの可能性が高まる形で一旦はドル高の局面が生まれよう。

財産所得増⇒消費拡大という内需拡大策 家計の収入割合



10-12月期の実質成長率の予測を前期比年率4.1%に下方修正

～季節調整方法の変更を反映

要旨

1 10-12月期の成長率予測を年率5.2%から4.1%へ下方修正

当研究所では、1/29に09年10-12月期の実質GDP成長率の予測値を前期比1.3%（年率5.2%）と発表した（Weeklyエコノミスト・レター2010-01-29参照）。その後、内閣府が2/3に季節調整方法の変更を発表したことを受けて、あらためて予測を行ったところ、実質GDP成長率の予測値は前期比1.0%（年率4.1%）となり、1/29時点の前期比1.3%（年率5.2%）から下方修正となった。また、名目GDP成長率の予測値も前期比1.0%（年率3.9%）から前期比0.8%（年率3.2%）へと下方修正した。

変更があったのは、財貨の輸出、財貨の輸入に関する季節調整方法である。08年秋のリーマン・ショック以降、輸出入は急激な落ち込みを記録したが、内閣府が昨年12月に公表した季節調整モデルでは、財貨の輸出入について、異常値・レベルシフトの調整は行われていなかった。季節調整モデルの見直しは原則として年1回（12月の7-9月期2次速報時）となっているが、今回は通常とは異なるタイミングの10-12月期1次速報時に季節調整法の設定を変更し、異常値・レベルシフトの調整、ARIMAモデルの再設定を行うと発表された。

2/3の内閣府の公表資料では、季節調整法の変更によって輸出入の季節調整パターンが過去に遡って大きく修正されることが示されており（ただし、季節調整値の実数は非公表）、09年10-12月期についても従来の方法による季節調整値とは大きく異なる可能性が高くなった。

2 今回の変更には問題点も

季節調整方法を経済実態に合わせて変更すること自体は間違っていない。しかし、今回の発表のタイミング、変更方法の発表の仕方については問題があるのではないだろうか。

まず、タイミングの問題であるが、季節調整方法の変更は本来であれば昨年12月の7-9月期2次速報の際に行うべきであった。作業上の理由などからそのタイミングに間に合わなかったことは理解できるが、それにしても10-12月期の経済統計がほぼ発表された後というのはあまりに遅すぎる。なぜなら、GDP速報の推計に用いられる基礎統計がほぼ出揃った後で推計方法の変更を発表すれば、その変更が恣意的なものと思われるからである。今回は当てはまらないが、それまでの推計方法ではマイナス成長となるものが、推計方法の変更によってプラス成長になることもありうるのである。

09年10-12月期GDP1次速報の予測(2/8修正)

	2009年10-12月期 (前期比、%)	
	1/29予測	2/8修正
実質GDP (前期比年率)	1.3% (5.2%)	1.0% (4.1%)
内需<寄与度>	<0.8%>	<0.7%>
民間<寄与度>	<0.7%>	<0.7%>
民間消費	0.6%	<0.5%>
民間住宅投資	▲2.3%	▲2.3%
民間設備投資	1.3%	1.3%
民間在庫<寄与度>	<0.3%>	<0.3%>
公需<寄与度>	<0.0%>	<0.0%>
政府消費	0.3%	0.3%
公的固定資本形成	▲1.0%	▲1.0%
外需<寄与度>	<0.5%>	<0.3%>
財貨・サービスの輸出	4.8%	4.6%
財貨・サービスの輸入	1.5%	3.3%
名目GDP (前期比年率)	1.0% (3.9%)	0.8% (3.2%)

(注) ○ が今回修正箇所

景気動向指数

平成21年12月分速報

1 概要

1 12月のC I（速報値・平成17年=100）は、先行指数：94.0、一致指数：97.6、遅行指数：84.3となった。（注）

先行指数は、前月と比較して3.0ポイント上昇し、10ヶ月連続の上昇となった。3ヶ月後方移動平均は2.13ポイント上昇し、9ヶ月連続の上昇、7ヶ月後方移動平均は2.28ポイント上昇し、6ヶ月連続の上昇となった。

一致指数は、前月と比較して1.6ポイント上昇し、9ヶ月連続の上昇となった。3ヶ月後方移動平均は1.47ポイント上昇し、8ヶ月連続の上昇、7ヶ月後方移動平均は1.45ポイント上昇し、5ヶ月連続の上昇となった。

遅行指数は、前月と比較して1.4ポイント上昇し、2ヶ月振りの上昇となった。3ヶ月後方移動平均は0.40ポイント上昇し、2ヶ月ぶりの上昇、7ヶ月後方移動平均は0.03ポイント上昇し、32ヶ月振りの上昇となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、改善を示している。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り。

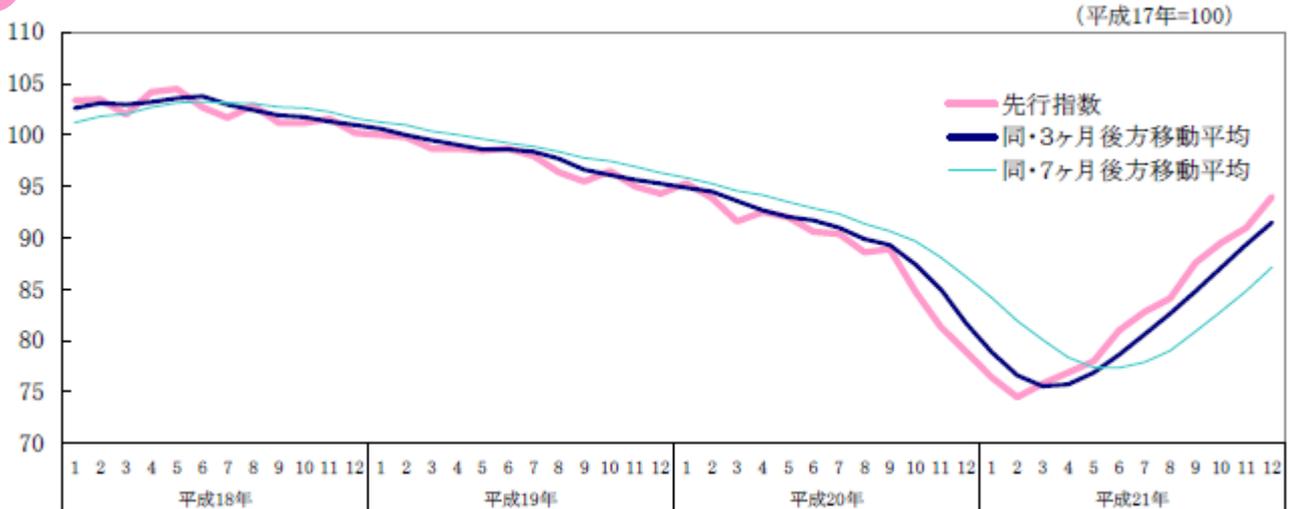
寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C5: 所定外労働時間指数(製造業)	0.35	C3: 大口電力使用量	-0.25
C6: 投資財出荷指数(除輸送機械)	0.26		
C1: 生産指数(鉱工業)	0.25		
C10: 中小企業売上高(製造業)	0.25		
C2: 鉱工業生産財出荷指数	0.23		
C8: 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	0.22		
C11: 有効求人倍率(除学卒)	0.16		
C7: 商業販売額(小売業)(前年同月比)	0.06		
C4: 稼働率指数(製造業)	0.00	C9: 営業利益(全産業)	-0.01

「C4 稼働率指数」と「C9 営業利益」は現時点では未公表であるため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

2 速報資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



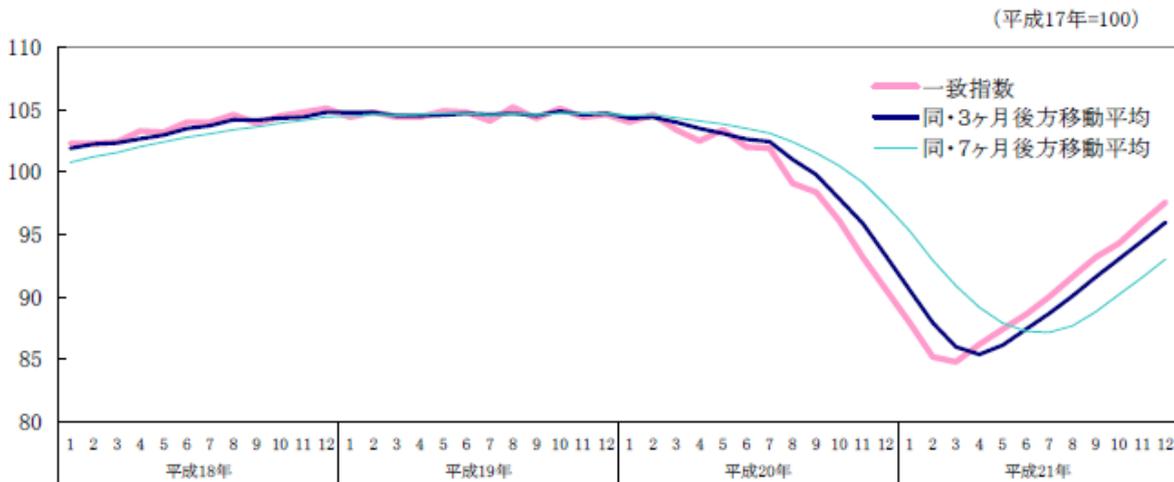
2 先行指数採用系列の寄与度

		平成21年(2009)					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
CI先行指数		82.8	84.1	87.6	89.5	91.0	94.0
	前月差(ポイント)	1.8	1.3	3.5	1.9	1.5	3.0
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	-3.6	-3.5	-4.9	3.7	-7.0	-5.1
	寄与度(逆サイクル)	0.35	0.33	0.46	-0.35	0.57	0.62
L2 鉱工業生産財在庫率指数	前月差	-4.9	1.9	-6.5	-3.5	-2.7	-4.2
	寄与度(逆サイクル)	0.48	-0.18	0.50	0.45	0.36	0.61
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	0.0	-1.1	3.6	1.1	0.3	1.5
	寄与度	0.05	-0.05	0.37	0.16	0.09	0.24
L4 実質機械受注(船舶・電力を除く民需)	前月比伸び率(%)	-9.2	0.8	10.7	-4.5	-11.3	
	寄与度	-0.25	0.04	0.30	-0.14	-0.37	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	0.2	-6.0	6.6	3.5	4.5	2.4
	寄与度	0.02	-0.29	0.34	0.20	0.25	0.15
L6 耐久消費財出荷指数(前年同月比)	前月差	-0.3	4.2	4.1	4.9	13.9	12.0
	寄与度	-0.00	0.17	0.17	0.22	0.54	0.59
L7 消費者態度指数	前月差	1.6	0.7	0.3	0.1	-0.9	-2.0
	寄与度	0.49	0.25	0.12	0.08	-0.27	-0.56
L8 日経商品指数(42種総合)(前年同月比)	前月差	-0.7	2.9	2.3	9.7	8.0	8.2
	寄与度	-0.04	0.44	0.37	0.57	0.58	0.64
L9 長短金利差	前月差	0.08	-0.10	-0.01	0.12	-0.13	0.08
	寄与度	0.10	-0.09	-0.00	0.16	-0.15	0.12
L10 東証株価指数(前年同月比)	前月差	3.3	7.1	3.3	17.6	1.7	8.2
	寄与度	0.14	0.26	0.13	0.54	0.07	0.37
L11 投資環境指数(製造業)	前月差	0.58	0.78	0.69			
	寄与度	0.47	0.48	0.49			
L12 中小企業売上げ見通しD.I.	前月差	1.6	-1.2	4.2	0.7	-3.3	1.9
	寄与度	0.12	-0.05	0.26	0.06	-0.20	0.17
一致指数トレンド成分							
	寄与度	-0.10	-0.07	-0.04	-0.02	-0.01	0.03
3ヶ月後方移動平均							
	前月差(ポイント)	80.6	82.6	84.8	87.1	89.4	91.5
7ヶ月後方移動平均							
	前月差(ポイント)	1.97	2.03	2.20	2.24	2.30	2.13
	前月差(ポイント)	77.9	79.0	80.9	82.8	84.9	87.1
	前月差(ポイント)	0.55	1.10	1.88	1.95	2.02	2.28

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、CI先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

		平成21年(2009)					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
CI一致指数		90.0	91.6	93.2	94.3	96.0	97.6
	前月差(ポイント)	1.4	1.6	1.6	1.1	1.7	1.6
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	2.1	1.6	2.1	0.5	2.2	2.2
	寄与度	0.19	0.14	0.20	0.05	0.23	0.25
C2 鉱工業生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	2.1	1.7	3.3	0.7	1.5	2.0
	寄与度	0.18	0.15	0.27	0.07	0.15	0.23
C3 大口電力使用量	前月比伸び率(%)	2.4	1.2	-0.0	2.5	2.2	-1.1
	寄与度	0.26	0.18	-0.01	0.29	0.29	-0.25
C4 稼働率指数(製造業)	前月差	2.9	1.8	1.3	0.2	2.6	
	寄与度	0.24	0.15	0.11	0.02	0.25	0.00
C5 所定外労働時間指数(製造業)	前月比伸び率(%)	9.4	6.5	5.4	4.4	2.5	4.8
	寄与度	0.27	0.27	0.27	0.31	0.24	0.35
C6 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	-0.3	4.0	4.2	-1.8	4.1	3.3
	寄与度	-0.03	0.24	0.26	-0.14	0.29	0.26
C7 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	0.5	0.6	0.5	0.3	-0.1	0.8
	寄与度	0.03	0.04	0.03	0.02	-0.01	0.06
C8 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	-1.1	1.8	0.9	2.9	5.5	4.0
	寄与度	-0.07	0.06	0.02	0.13	0.27	0.22
C9 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	14.9	13.0	11.5			
	寄与度	0.26	0.27	0.27	-0.01	-0.01	-0.01
C10 中小企業売上高(製造業)	前月比伸び率(%)	1.4	0.5	0.8	2.9	-1.4	2.1
	寄与度	0.13	0.04	0.07	0.29	-0.15	0.25
C11 有効求人倍率(除学卒)	前月差	-0.01	0.00	0.01	0.01	0.01	0.01
	寄与度	-0.04	0.04	0.12	0.14	0.14	0.16
3ヶ月後方移動平均		88.7	90.1	91.6	93.0	94.5	96.0
	前月差(ポイント)	1.27	1.40	1.53	1.43	1.47	1.47
7ヶ月後方移動平均		87.2	87.7	88.8	90.2	91.6	93.0
	前月差(ポイント)	-0.09	0.52	1.14	1.36	1.40	1.45

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%)又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60ヶ月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している(詳しくは14頁参照)。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

「景気動向指数(平成21年12月分速報)」の全文は、当事務所のホームページの「経営 TOPICS」よりご確認ください。

平成 22 年度 税制改正の見通し

ポイント

1 民主党政権の税制方針と法人課税の変更点

.....

2 個人所得課税の変更ポイント

.....

3 国際課税、資産課税の見直し

.....

4 消費課税に対する考え方

.....

<参考文献>

- 「平成 22 年度税制改正大綱 ～納税者主権の確立に向けて～」 平成 21 年 12 月 政府税制調査会
- 「平成 22 年度税制改正について」 平成 21 年 12 月 経済産業省

1 民主党政権の税制方針と法人課税の変更点

■ 1 平成22年度税制改正の考え方

鳩山政権では、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革に取り組むこととしています。

こうした取り組みの第一歩として、平成22年度税制改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じる、としています。

■ 2 法人所得課税

(1) 資本に関する取引等に係る税制

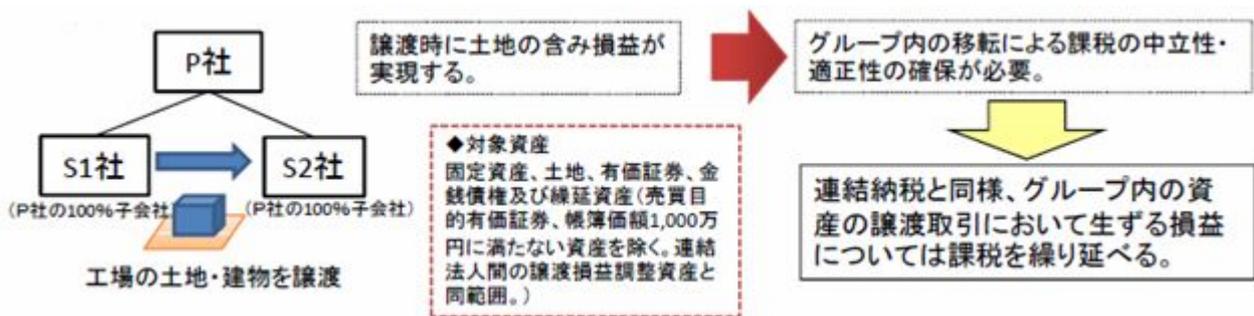
企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するために、次の見直しを行います。

① グループ内取引等に係る税制

イ) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

- (a) 100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含みます。）を行ったことにより生ずる譲渡損益については、課税を繰り延べます。これに伴い、適格事後設立制度を廃止します。

(注) 100%グループ内の法人とは、完全支配関係（原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係）のある法人をいいます。



- (b) 100%グループ内の法人間の非適格株式交換等を、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外します。

(注) 合併等の対価として一定の外国親法人株式が交付されるものを除きます。

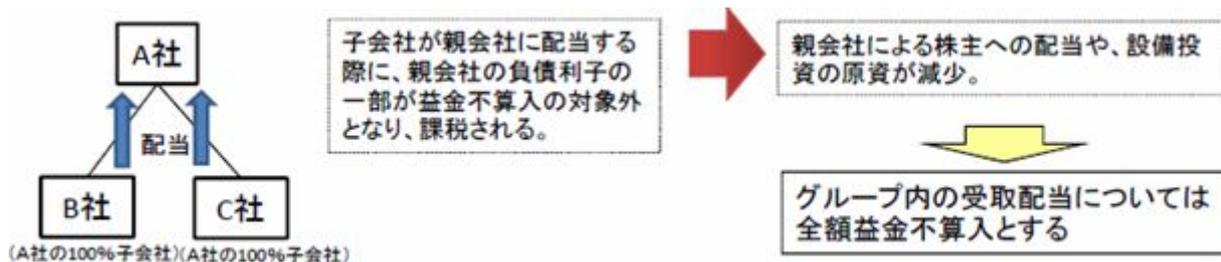
ロ) 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とする

とともに、受領法人において全額益金不算入とします。

ハ) 100%グループ内の法人間の資本関連取引

- (a) 100%グループ内の内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じます。この場合、源泉徴収等を行わないこととします。
- (b) 100%グループ内の内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととします。



- (c) 100%グループ内の内国法人の株式を発行人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととします。
- (d) いわゆる無対価組織再編成について、その処理の方法等を明確化します。

二) 中小企業向け特例措置の大法人の 100%子法人に対する適用

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100%子法人には適用しないこととします。

- 軽減税率
- 特定同族会社の特別税率の不適用
- 貸倒引当金の法定繰入率
- 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度
- 欠損金の繰戻しによる還付制度

(2) 特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入制度

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度について、廃止します。特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じます。

(注)本制度は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から適用されないこととなります。

2 個人所得課税の変更ポイント

■ 1 扶養控除の見直し

(1) 平成 23 年分以後の所得税について適用

- ①年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者をいいます。以下同じです。）に係る扶養控除を廃止します。
- ②特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の者をいいます。以下同じです。）のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25 万円）を廃止し、扶養控除の額を 38 万円とします。
- ③扶養控除の見直しに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書並びに給与所得及び公的年金等の源泉徴収票についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置を講じます。

(2) 平成 24 年度分以後の個人住民税について適用

- ①年少扶養親族に係る扶養控除を廃止します。
- ②特定扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12 万円）を廃止し、扶養控除の額を 33 万円とします。

■ 2 金融証券税制

(1) 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

金融所得課税の一体化の取り組みの中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成 24 年から実施される上場株式等に係る税率の 20%本則税率化にあわせて、次の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入します。

①非課税措置の概要

- イ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限り、）については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。
- ロ) 居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の 1 月 1 日から 10 年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととします。また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなします。

3 国際課税、資産課税の見直し

■ 1 国際課税

(1) 外国子会社合算税制等の見直し

国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆる外国子会社合算税制）等について、次の見直しを行います。

① 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を 20%以下（現行 25%以下）に引き下げます。

また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等に、外国法人の所在地国の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地国の課税標準に含まれないこととされる配当等を追加します。

② 外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件を 10%以上（現行 5%以上）に引き上げます。

③ 特定外国子会社等の適用除外基準について、一定の改正を行いません。

④ 特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、一定の所得を有する場合には、当該所得について、内国法人等の当該特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税します。

⑤ 内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前 2 年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととします。

イ) 当該外国法人が他の外国法人（合算対象とされた金額を有さない者を除きます。）から受けた配当等の額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額

ロ) 当該他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、当該内国法人等が当該外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額

(注) 前記の改正は、特定外国子会社等の平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用します。ただし、前記⑤は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用します。



派遣切りが深刻な問題となっている「労働者派遣法」の概要



「労働者派遣法」の度重なる規制緩和の結果、派遣労働者は 321 万人へと急増しました。なかでもその圧倒的多数を占める登録型の派遣労働者は、不安定な雇用形態のもとで低賃金と無権利状態を強いられている状況です。そして、長引く不況のあおりを受け、派遣社員の多くは職を失い、「派遣難民」という言葉が生まれるほど深刻な問題となっています。

貴重な労働力である派遣労働者を有効に活用するためには、「労働者派遣法」を理解することが必要です。

■「労働者派遣法」とは

「労働者派遣法」とは、正式名称を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」といいます。

労働者派遣事業の適正な運営と派遣スタッフの就業条件の整備、雇用の安定、福祉の増進などを守るために制定されました。この法律が昭和 60 年に制定されるまで、間接的に人を働かせることは禁止されていました。最初は 13 種類だけに限定されていた派遣対象の業務は改正のたびに対象を増やしていき、今では派遣スタッフは社会の大きな労働力の 1 つになっています。

■「一般労働者派遣事業」と「特定労働者派遣事業」の違い

労働者派遣事業には以下の 2 種類があります。その違いは大まかにいえば、登録制か雇用制かという点です。

● 一般労働者派遣事業

● 特定労働者派遣事業

一般労働者派遣事業は、スタッフ登録制を取っている派遣業です。派遣会社に登録しておくことで、登録内容にあった仕事があれば紹介してもらえます。日雇いや臨時雇い労働の派遣もこちらに含まれ、厚生労働大臣の「許可」が必要です。

一方、特定労働者派遣事業は、派遣会社に雇用されている労働者の派遣しかできません。登録でなく、その派遣会社の社員ということになるので、たとえ適当な派遣先がなく仕事をしていない間でも、派遣会社から給料が支払われます。厚生労働大臣に「届出」をして受理されなければいけません。

■派遣で働ける仕事の種類

1999 年と 2003 年の労働者派遣法改正により、港湾運送業務、建設業務、警備業務を除くほとんどの職種で、派遣スタッフとして働くことが可能となりました。ただし、医療関係については一部制限があります。

- ① 養療施設やリハビリ施設、老人ホーム等の社会福祉施設における医療関係業務は可能。病院や診療所、介護老人保険施設での業務や往診・訪問看護は禁止。
- ② 紹介予定派遣での派遣のみ可能。

派遣形態別の制限

業種職種に関係なく、下記に当てはまる場合の派遣については、それぞれ特例として期間制限がありません。

- ① 有期プロジェクト業務終了期限のある特定のプロジェクトにのみ参加する派遣については、そのプロジェクトが終了するまでは期間制限なく働くことができます。
- ② 産前産後休暇、育児休暇の代替業務産休や育児休暇、介護休暇を取った人の代替要員として働く場合は、休暇を取った人が休暇から復職してくるまでは期間制限なく働くことができます。
- ③ 月間の就業日数が少ない業務、土日のみの勤務など、1ヶ月の就労日数が派遣先社員の半分以下かつ 10 日以下の場合は、期間制限なく働くことができます。

経営データベース ②

ジャンル: 企業運営 > サブジャンル: 労働者派遣法



鳩山政権が掲げる「労働者派遣法」の改正ポイント



「労働者派遣法」が平成 21 年 12 月 28 日公布、平成 22 年 3 月 1 日施行で改正されます。派遣元が社会保険等に未加入のまま派遣スタッフを派遣しているケースがあるため、より厳格に行政がチェックする内容に改正されます。

■「労働者派遣法」改正の概要

「労働者派遣法」改正の概要は、以下のようになります。

趣 旨	現在派遣元事業主に対して、毎事業年度経過後 3 月以内に事業報告書等の提出を求めているが、労働者派遣事業に係る早期の実態把握等の観点から、事業報告書について、提出期限を早める等の改正を行う。また、昨秋以降の経済情勢の悪化に伴う派遣労働者の解雇・雇止めにおいて、社会保険・雇用保険（以下「社会保険等」という）に加入していない派遣労働者が見受けられたとの指摘を踏まえ、一般労働者派遣事業の許可更新時等における、社会保険等の加入状況の確認を厳格化する。
改正概要	<p>(1) 労働者派遣事業に係る事業報告書関係</p> <p>①事業報告書の様式改正 事業報告書の記載事項のうち、毎年 6 月 1 日現在の「派遣労働者の数及び登録者の数」及び「雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況」の項目については、別様式により作成し、提出することとする。</p> <p>②事業報告書の提出期限の改正 現在、毎事業年度経過後 3 月以内に提出を求めている事業報告書について、提出期限を毎事業年度経過後 1 月以内とする。また、①で新設した様式の提出期限を毎年 6 月 30 日までとする。 ※・毎年 6 月 1 日現在の雇用状況等の報告—毎年 6 月 30 日まで ・毎事業年度の労働者派遣の実績等の報告—毎事業年度経過後 1 月以内 ・毎事業年度の収支決算書—毎事業年度経過後 3 月以内（改正なし）</p> <p>(2) 労働者派遣事業に係る事業計画書関係</p> <p>①事業計画書の様式改正 個々の派遣労働者の社会保険等の未加入状況を把握するため、一般労働者派遣事業の新規許可及び許可更新並びに特定労働者派遣事業の届出の際に添付する事業計画書の様式に下記の事項を加える。 (i) 派遣労働者数 (ii) 健康保険・厚生年金保険、雇用保険の未加入者数 (iii) (ii) の未加入者の氏名及び未加入の理由</p> <p>②一般労働者派遣事業許可更新の申請期限の改正 社会保険等の未加入が疑われる派遣元事業主に対し、社会保険等担当部署が実地調査等を行う期間を確保するため、許可更新申請書の提出期限を、許可の有効期間が満了する日の 3 月前に改める（現行 30 日前）。</p>
施行期日	平成 22 年 3 月 1 日（一部経過措置あり）

■鳩山政権が推し進める「労働者派遣法」改正

相次ぐ「派遣切り」を踏まえ、派遣労働者の不安定な雇用を改善しようと労働者派遣法の改正が鳩山政権で検討されています。実現すれば、正規雇用への転換を促す抜本的改正となると予想されます。法改正の検討の舞台は、長妻昭厚生労働相から諮問された労働政策審議会で、与党 3 党が政権交代前の昨年 6 月に合意した改正案をもとに議論しています。主な柱は、安易な首切りの温床とされた「登録型派遣の原則禁止」や「製造業への派遣の原則禁止」です。

労働者派遣法改正に関する審議で、事務方が配布した資料には、法改正で 75 万人もの派遣労働者が禁止対象となることが読み取れました。製造業派遣の解禁など小泉政権が行った規制緩和を「弱者切り捨て」と断じる鳩山政権の目玉施策ですが、行き場を失った派遣労働者が正社員になれる保証はどこにもありません。